

『大鏡』の実名使用の表現効果

金 仁 珠

0. はじめに

待遇表現とは、表現主体が人間関係においての様々な認識を言語表現に反映したものである。この待遇表現の研究は、人間関係においての様々な認識に関する領域と、その認識の言語化、表現形式に関する領域との大きく二つに分けられる。

従来、残されている和文系の資料を対象とした「敬語」の研究は、主に後者の領域での研究が多く、現象の計量的整理把握においては相当の研究が蓄積されている¹⁾。しかし、前者の領域に関する考察、また両者の相関関係を明らかにすることを目的としている研究は幾つか優れた論考があるものの²⁾、課題として残されていた。

本稿では、『大鏡』の実名使用の用例を通して、前者の領域の待遇ファクターについて考察する。また、古典の待遇表現について記述する際には、ほとんどの研究が尊敬語、謙讓語、丁寧語など、専用言語要素³⁾による範囲内での整理把握に重点が置かれているが、実名という、専用言語要素以外の待遇表現⁴⁾をも視野に入れて考察すべきであることを提示したい。そうすることによって、古典の「敬語研究」においての尊敬語、謙讓語、丁寧語などの伝統的なカテゴリーを離れて、より広く、待遇表現が捉えられる。

さて、待遇ファクターについての考察においても、従来は待遇表現の採択の際に働く決定要因として地位・身分というファクターが取り上げられてきた。しかし、当時において、地位・身分というファクターがもっとも強力に作用していたとはいえ、つねに唯一の絶対的要因であるとはいえない。筆者は『大鏡』の語法の考察を通じてそれ以外にも注目すべきファクターが働いていることを指摘してきた⁵⁾。すなわち、「道長すじ」か「非道長すじ」かという表現主体の評価的態度によってその待遇表現のありようが著しく差をみせるということ、その他、頼み、恩恵、性別、公私、話題の比重などの要因も働いていることを明らかにした。

本稿は以上のような立場から実名の使用について考察したものである。以下、実名敬避意識が強く規制力を持ち、間接的な呼称が一般的な社会において、実名のみの呼称を使用している用例を取り上げ、そこには表現主体⁶⁾の明確な意図による表現効果が現れていることを明らかにしたい。すなわち、当時、タブーになっていた「実名による人物呼称の表現」を使用するという行為は、被呼称者に対する待遇的把握と深い関係があり、そこには明らかに呪い、怒り、プライド、寛容などの心理的ファクターが働いているということ、そして、結果的に待遇表現が、人物造型の有効な手段として使われている

ることなどを究明したい。たとえ証明可能な用例が多くないといっても、実名の使用についての考察が待遇表現の本質を考える際に有効であるとしたら、それを積極的に取り入れるべきであると考えられる。

1. 実名敬避

「実名のみによる呼称、接尾語を伴わないような呼称が、公的、没人格的な事務的処理などの場合をのぞいて、被呼称者に対する支配的態度、あるいは親狎的態度、あるいは軽視的侮視的態度と密着した呼称のし方であるという意識があることは、現代においても認められるが、当代では、軽々には実名のみで呼称すべきではないという意識がより強くはたらいていた。」⁷⁾

上で指摘されているように「名忌み」、「実名敬避」の意識が強くはたらいていたことについては異論の余地がないが、実際の運用の面においては各作品によってその様相を異にする。

すなわち、同じ仮構物語でも「竹取物語」、「宇津保物語」、「落窪物語」等は仮構の實在感をかもし出す効果的な手法として意図的に使われたのか、実名の表示がみられるが、「源氏物語」では上達部クラス以上はまったく実名の表示がないのである⁸⁾。

以下、『大鏡』の人物呼称について簡略にみてから自称、他称の実名使用例をとりあげて具体的に考察する。

2. 『大鏡』の中での人物呼称

人物呼称に使われる表現形式は多彩である。代名詞、固有名詞、普通名詞の使用、接尾辞の使用、それらとの組み合わせなど、多様な表現形式がある。『大鏡』の中でも、人物呼称には多様な様相が見えているが、原則として実名呼称は忌まれた⁹⁾。ここでは人物呼称のパターンだけを確認してから以下、実名使用の用例を検討する。

a 代名詞

きみ、ここ、そこ、われ、おのれ、まろ、、、などのように代名詞による人物呼称表現がある。

b 接尾辞

宰相君、道雅君、左大臣殿、、、などのように接尾辞がつく方式である。

c 実名+官位職名

業平の中将、国經の大納言、文範の民部卿、博雅の三位、、、等のように実名に官位職名がつく方式である。

d 官位職名+実名+敬称

頭中将公成の君、大将保忠卿、三位道雅の君、、、等のように官位職名の次に実名を

入れ、最後に君、卿などの敬称を入れる方式である。

e 官位職名+実名

右大臣時平、左大臣仲平、太政大臣忠平、出雲守従五位下藤原経邦、前少将拳賢・後少将義孝、、等のように官位職名の次に実名がつく方式である。

f 婉曲な呼称

東三条殿・東三条の大臣・大入道殿(=兼家) 中関白殿(=道隆) 粟田殿(=道兼)
入道殿下・入道殿・中宮大夫殿(=道長)、、等のように住む邸の名、官職名を合わせ、婉曲な呼称をとる。

g 実名

歴史物語である性質上、他の作品より実名の表示が随所にみられる。しかし、「実資とつけたてまつりたまひて」、「道綱と聞えし」、等のようにそうせざるを得ない場合を除いては原則として使われていない。

このように多様な人物呼称の中で、『大鏡』の場合にも、原則として実名呼称が忌まれた。以下で取り上げる「実名呼び捨て」の例は注目に値する¹⁰⁾。

3. 他称としての実名

3-1 誠信が用いた例

為光の長男誠信は弟の斉信に比べて人柄、人望が劣っていた。宰相であった誠信は中納言に欠員ができたときにそのポストに就くことを切に望んでいた。そこでわざわざ弟に対面して今度の中納言は望まないようにと弟に懇請する。

「このたびの中納言望まうしたまふな。ここに申しはべるべきなり」と聞えたまひければ、「いかでか殿の御先にはまかりなりはべらむ。ましてかく仰せられむには、あるべきことならず」と申したまひければ、御心ゆきて、しか思して、いみじう申したまふにおよばぬほどにやおはしけむ、(一申略一) またかくあらむには、こと人はいかでかどて、なりたまひにしを、いかでわれに向ひて、あるまじきよしを、謀りけるぞ、と思すに、いとど悪心を起して、除目のあしたより、手をつよくにぎりて、「斉信・道長にわれははまれぬるぞ」といひいりて、ものもつゆまゐらで、うつぶしうつぶしたまへるほどに、病づきて七日といふにうせたまひにしは。にぎりたまひたりける指は、あまりつよくて、上にこそ通りて出でてはべりけれ。

〈「為光伝」 誠信→斉信・道長〉¹¹⁾

誠信は「たまふ」「侍り」を用いて丁重に頼み、斉信も「仰せらる」「はべり」を用いて折り目正しく丁重に應對し、誠信はすっかり弟を信用する。しかし、斉信は道長の発言で気が変わる。結果は斉信の昇任で終わった。信じていた弟に騙されたと思う誠信は、弟と道長を強く恨み呪うのである。その恨みと憎悪が「斉信・道長にわれははまれぬるぞ」

と齊信と道長を実名呼び捨てにしているところからよく現れている。当時、道長は左大臣で、ときに摂関、太政大臣はなく、絶大なる権力を握っていた。目上の人物の実名を口にするのを極力忌避する社会のメンバーが、最高権力者を「道長」と実名呼び捨てにすることは普段あり得ないことである。あまり強く握ったために指が手の甲にまで抜け出たという描写と共に、誠信の凄絶な怨念と憤激を表しているのとらえるべきである。

ところで「実名敬避」の意識の強い社会では、相手を非難、呪う場合でも実名までは言及しないケースが多い。『大鏡』の中で同じ官職争いのケース「伊尹と朝成」の場合は、呪う側の朝成の発言部に実名は見あたらない。「はやう、この殿は、われをあぶり殺さむと思すにこそありけれ。」「この族ながく絶たむ。もし男子も女子もありとも、はかばかしくてはあらせじ。あわれといふ人もあらば、それをも恨みむ」のように「この殿」、「この族」と指称している。

この場面での誠信の「呪い」の気持ちや、「実名敬避」を破り、実名を使用したことによっていきいきと表れている。「実名呼び捨て」という異常な待遇表現の採択が十分な表現効果を発揮しているのである。

さらに作者は誠信に対して非常に冷たく「悪心起こしてうせたまひにし有様は、いとあさましかりしことぞかし。人に越えられ、辛いめみることは、さのみこそおはしあるわざなるを、、、」と言い、このエピソードの続きに誠信の飲酒失態を描いている。このような人物であるから道長が要職を与えることをしなかったのであると思わせ、決定権者道長の卓越的な一面をも示している。

兄弟が互いに憎悪することの見本のような兼通と兼家の骨肉間の地位争奪事件を省き、「道長すじ」以外の者の官職争いだけをとりあげた作者は、実名まで使用したこの逸話を通して、能力のない人に中納言を与えない道長の人材評価力、権力者としての強力なイメージをもアピールしているのである。

3-2 村上天皇が用いた例

『大鏡』の師輔伝に安子の激しい嫉妬心に関するエピソードがある。安子は数多くの女御、御息所の中でも村上天皇の信任がことさら厚く、望んで叶わぬことがなかったくらいであり、温情あふれる人間であると示されている。

しかし、師輔伝の冒頭に、村上天皇の寵愛が殊のほか厚い女御芳子について、この安子が激しく嫉妬し、ひどい仕打ちをするという話が書かれている。

中隔の壁に穴をあけて、のぞかせたまひけるに、女御の御かたち、いとうつくしくめでたくおはしましければ、「むべ、ときめくにこそありけれ」と御覧するに、いとはど心やましくならせたまひて、穴よりとほるばかりの土器のわれして、打たせたまへりければ、帝おはしますほどにて、こればかりはえたへさせたまはず、むつかりおはしまして、「かうやうのことは、女房はせじ。伊尹・兼通・兼家などが、いひもよほして、せさするならむ」と仰せられて、皆、殿上にさぶらはせたまふほどなり

ければ、三所ながら、かしこませたまへりしかば、、、

〈「師輔伝」 村上天皇→伊尹・兼通・兼家〉

安子は芳子を直接に見届けて思わず「むべときめくにこそありけれ」といい、女性の目にもまことに美しい芳子に嫉妬し、いらだって壁の穴を通るくらいの小さな土器の破片を投げつけた。しかし、具合の悪いことに芳子の部屋には村上天皇が来合わせていたのであった。あまりのことに機嫌を損ねた天皇はこればかりは我慢することができないと怒り、「かうやうのことは、女房はせじ。伊尹・兼通・兼家などが、いひもよほして、せさするならむ」と言い、三人を謹慎処分にしてしまった。

村上天皇が機嫌を損ね、「むつかりおはしまして」の状態では「伊尹・兼通・兼家」と実名を使用している。帝の臣下への呼称として、実名が用いられるのは異常ではないが、他の呼称を用いないで実名呼び捨てのまま呼んでいることは、村上天皇の怒りの心境の描写に一助を加えている。

このエピソードの直前の記事には、安子が「帝をもつねにふすべまうさせたまひて、、御格子を叩かせたまひけれど、あけさせたまはざりければ、、、」、帝も「うち笑はせたまひて、例のことななりと仰せられてぞ、帰りわたらせおはしましける」という話があり、この場面で村上天皇が「こればかりはえたへさせたまはず、むつかりおはしまして」という状態になっていることと対比されている。このように村上天皇が激怒している場面の発言部に実名が用いられているのである。

さて、安子はこのような処分に「いとどおほきに腹立たせたまひて」次のように要求している。

「いかでかかることはせさせたまふぞ。いみじからむさかさまの罪ありとも、この人々をば思しゆるすべきなり。いはむや、まろが方ぎまにてかくせさせたまふは、いとあさましう心憂きことなり。ただいま召し返せ」と天皇に言っている。しかし、天皇はいますぐ赦すわけにはいかないと答えて帰ろうとするが「御衣をとらへたてまつりて、立てたてまつらせたまはざりければ」のように強気をみせて結局要求を通してしまう。安子の嫉妬深い、強い一面の描写¹²⁾としてよく知られているこの場面で、村上天皇の怒っている心境の描写が、実名使用によってよく表れている。

4. 自称としての実名

4-1 隆家・道長が用いた例

道隆の四男隆家は十七歳で中納言になった人で、「世のなかのさがな者」といわれていたが兄伊周の愛人をめぐって、花山院に矢を射かけるという不敬事件をおこし左遷された。二年後大赦で中納言に再任された。道長全盛の中で実資と共に対抗したくらい、豪放な性格で負けん気の強い人であった。この隆家には道長も一目置いていた。

次の場面は、その隆家が道長の自邸での宴会に招待された時の話である。道長が

「かやうのことに、権中納言のなきこそ、なほさうざうしけれ」といってわざわざ招待したという。

この中納言まゐりたまへれば、うるはしくなりて、居直りなどせられければ、殿、「とく御紐解かせたまへ。ことやぶれはべりぬべし」と仰せられければ、かしまりて逗留したまふを、公信の脚、うしろより、「解きたてまつらむ」とて寄りたまふに、中納言御けしきあしくなりて、「隆家は不運なることこそあれ、そこたちにかやうにせらるべき身にもあらず」と、荒らかにのたまふに、人々の御けしき変りたまへるなかにも、今の民部卿殿は、うはぐみて、人々の御顔をとかく見たまひつつ、こと出できなむず、いみじきわざかなと思したり。入道殿、うち笑はせたまひて、「今日は、かやうのたはぶれごと侍らでありなむ。道長解きたてまつらむ」とて寄せたまひて、はらはらと解きたてまつらせたまふに、「これこそあるべきことよ」とて、御けしきなほりたまひて、さしおかれつる杯とりたまひてあまたたび召し、常よりも乱れあそばせたまひけるさまなど、あらまほしくおはしけり。殿もいみじうぞもてはやしきこえさせたまひける。

〈「道隆伝」 隆家→隆家、道長→道長〉

隆家が着いた時はもう一同酩酊して衣服をゆるめ、ご機嫌であったが、隆家が来たのでその座の人々はきちんとした態度になった。道長が「とく御紐解かせたまへ。ことやぶれはべりぬべし」と言い、そこで客の一人が衣服を緩めてあげようとした。その時、隆家は色をなし「隆家は不運なることこそあれ、そこたちにかやうにせらるべき身にもあらず」と荒々しく叱責する。一座の人々が顔色が変わりはらはらしていると、道長が「今日は、かやうのたはぶれごと侍らでありなむ。道長解きたてまつらむ」と言って機嫌を直すようにしている。

このような場面に「隆家」、「道長」と実名が用いられている。当時、自称の実名は身分の低い者から高い者への臣従的態度の表明として使われていたが、この場面での自称の実名の使用法は自称の実名の一般的な使い方とは異なる。隆家の場合は敗者の気位を表明するための態度が込められている使い方である。すなわち、立腹の気配をみせ荒々しく言う状態で「この隆家は負けたのだ。しかしいくら何でもあなたたちにこんな勝手なまねをされるべき身ではない」という気持ちが自称に実名を使うことによってよく現れている。一方、道長も「隆家は」という隆家の実名使用に応じたかたちで、「道長解きたてまつらむ」と実名をつかっている。道長はプライドに傷がついた隆家をたてて、自分を謙抑するという姿勢で実名を使っている。このような表現を通じて結局、道長の勝者としての強さ、寛容がアピールされる効果を持つ。さらに、「お紐は道長がお解き申しませう」と丁寧ないい方を用い、道長が直接紐を解いてあげる行動からも、道長の寛容さが読みとれる。

4-2 隆家が用いた例

道隆伝には花山院と隆家のあらがいごとについての記事がある。

まことに、世にあひてはなやぎたまへりし折、この帥殿は花山院とあらがひごとまうさせたまへりしはとよ。いと不思議なりしことぞかし。「わぬしなりとも、わが門はえわたらじ」と仰せられければ、「隆家、などてかわたりはべらざらむ」と申したまひて、その日と定められぬ。

〈「道隆伝」 隆家→隆家〉

隆家が「世にあひてはなやぎたまへりし折」、花山院と争いごとをしたことがあり、花山院が「わぬしなりとも、わが門はえわたらじ」と言った。が、隆家は「隆家、などてかわたりはべらざらむ」と答えて強気を見せる。このような場面で隆家はやはり自称の実名を使っている。隆家と花山院は君臣の関係であるが、ここは二人の争いの場面という特殊な状況である。4-1の隆家の実名使用と同じく「この隆家が」と自分を強く打ち出す表現として実名が使われていると考える。

4-3 道長が用いた例

「道長伝」に不遇時の道長が伊周と競射したというエピソードがある。

世の中の光であった道長が一年ほど不遇の時期があったが、すこしも自分から臆しおそれたことがなく、公的な面では伊周の下輩として相応にふるまい、私生活では伊周に遠慮しなかったという。道隆主催の弓競べがあった時にそこへ偶然に道長が訪ねてきた。伊周側は招かれざる客でも丁重にもてなし、競射に加わるように勧める。伊周よりも先に射た道長の当たり矢の数は伊周のそれを二本上まわった。

中関白殿、また御前にさぶらふ人々も、「いま二度延べさせたまへ」と申して、延べさせたまひけるを、やすからず思しなりて、「さらば、延べさせたまへ」と仰せられて、また射させたまふとて仰せらるるやう、「道長が家より帝・后たちたまふべきものならば、この矢あたれ」と仰せらるるに、同じものを中心にはあたるものかは。(一申略) また、入道殿射たまふとて、「摂政・関白すべきものならば、この矢あたれ」と仰らるるに、はじめの同じやうに、的の破るばかり、同じところに射させたまひつ。

〈「道長伝」 道長→道長〉

それをみて伊周側の人々が決勝を延ばすように強く依頼して延ばさせた。その時道長は「道長が家より帝・后たちたまふべきものならば、この矢あたれ」といって射ると的の真ん中にあたった。

この場面での道長に対しての自称実名の使い方は4-2の隆家の場合と同じ表現効果を

現している。すなわち、謙抑する態度ではなく自分を強く打ち出す気持ちの表れとして使われている。このように自称の実名の例が隆家と道長の発言部に集中していることに注目したい。「大鏡」の主人公の道長と敗者にして高い気位の持ち主、隆家の人物描写に待遇表現が有効に使われているという一例である。

5. 結論

本稿では、『大鏡』のなかで実名が用いられている用例について検討し、そこには呪い、怒り、プライド、寛容等の心理的ファクターがはたらいていることを明らかにした。

3-1の誠信のケースでは、最高権力者の道長に対して実名呼び捨てを使用し、誠信の憤慨・呪いの気持ちを効果的に表している。それは、厳しい人選の基準を持った有能な決定権者である道長像をアピールするという意図に符合する使われ方である。

3-2の用例の場面は、嫉妬深く、強い一面をもっている安子の人物造型の場面として、よく知られているが、村上天皇の激怒している心境の描写に実名が有効に使われていた。

4-1と4-2、4-3では自称の実名が、道長と隆家のプライドと寛容の一面を効果的に表現するために使われている。

以上、実名の使用例を考察し、待遇表現の採択の際に呪い、怒り、プライド、寛容等の「心理的ファクター」がはたらいていることを明らかにした。

実名使用の逸話を通して、3-1では有能な決定権者の道長像、4-1では寛容的な道長像と気位を保つ隆家像、4-2ではプライドをアピールする隆家像、最後の4-3ではプライドの高い道長像が、それぞれ読みとれる。『大鏡』の中で隆家は、中関白家にあって、唯一、敗者にしてなお気位を保ち、花山院に矢を射たことがあるくらいの、強い人物として描かれている。つまり、『大鏡』の主人公である道長と、『大鏡』の中で特別な評価を得ている¹³⁾隆家の人物像を現すのに実名使用が有効に使われたと思われる。

『大鏡』では、以上のような「実名」の採択以外にも、表現主体の意図によって表現効果が表れている例がある。通常より高い待遇意識を表す待遇表現を用いて待遇主体の皮肉、軽蔑の気持ちを表しているケースである¹⁴⁾。〈兼通伝〉の閑院左大将朝光の例がそれであるが、「一種の優越感をもって敬語を使う使い方に属するもの」¹⁵⁾で、痛烈な皮肉につながる表現になっている。

待遇表現の選択には、待遇主体の人間関係においての様々な認識が働いている。残されている文献を対象として待遇表現を考える際には、その認識のありようの言語表現化において、その作品のテーマ、著作意図、文芸性などが関わることが多いことに注意しなければならない。いわゆる古典の待遇表現の研究においては、このような「待遇表現の機能」にも注目して取り組むべきであるということを提示したい。

※ 本文の中の引用は『日本古典文学全集』（小学館）所収『大鏡』（底本平松本）に依った。

注

- 1) 『大鏡』に関しては小久保崇明氏による一連の研究がある。
小久保崇明(1979)『大鏡の語法の研究』桜楓社
- 2) 森野宗明(1971)「古代の敬語Ⅱ」(講座国語史 5『敬語史』)大修館書店
待遇意識の諸相について詳しく論じられている。
- 3) 南 不二男(1987)『敬語』岩波新書
南 不二男氏は、「敬語」の範囲を表す表のなかで、表現形式を「専用言語要素」、「一般言語表現」、「非言語表現」に分けている。
- 4) 尊敬語、謙讓語、丁寧語、軽卑語、尊大語など、専用言語要素による表現形式ではない待遇表現。
- 5) 金仁珠(1992)“A Study on the Honorification of Okagami” Journal of Japanese Language and Literature
No.20 The Japanese Language and Literature Association of Korea
(1994)「大鏡の解釈と敬語」『国文学』第39巻10号 学燈社
(1998)「『大鏡』における待遇表現の決定要因」『日本の言語と文学』壇国日本研究学会
- 6) ここでいう表現主体とは、結局、作者たる人物である。各例においての話し手は、他称の場合は実名呼び捨てにしている登場人物、自称の場合は自称を用いている人物そのものを指すが、それは作者たる人物の意図による実名の採択であると考えている。したがって、その表現効果も一次的には、登場人物の意図による表現効果であるが、結局は、登場人物にそういわせている作者たる人物の意図による表現効果である。
- 7) 2) 前掲書
- 8) 2) 前掲書
- 9) 栄花物語における人物呼称については、加藤静子(1999)「『栄花物語』における人物呼称」『都留文科大学研究紀要』第50集に詳しい。『栄花物語』には道長一家の実名呼称はないが、『大鏡』では列伝を立てる必要上「道長」という実名があり、系譜的な記述においては子息たちに実名がつくと指摘されている。本稿で取りあげる実名は、それとは異なる、登場人物が話し手になっている発言部で使われている用例である。『大鏡』における人物呼称の全体像については別稿を期したい。
- 10) 『大鏡』には本稿で取りあげている3-1から4-3の用例以外に、死にぎわの道隆の発言部分〈道隆伝〉に使われている実名の使用例と、胆試しの場面で花山天皇が使っている実名使用の用例がある。これらの解釈については別稿であらためて述べたい。
- 11) →の左側は待遇主体、→の右側は待遇される側の人物を示す。→は待遇の方向を示す。
- 12) 『栄花物語』の〈月の宴〉の巻に描かれている記事は、憲平親王誕生と立太子の話、安子の立后、懐妊・出産、御悩、祈祷、崩御などである。
- 13) 『大鏡』の中で敗者の弱さ、見苦しさを見せている伊周とは対照的に、隆家は道長にも認められ、気位を保っている強い人物として評価されている。「道隆伝」は最後の部分でこの隆家について多く言及し締め括っている。
- 14) 金仁珠(1994)「『大鏡』の待遇表現の考察—待遇表現を決定する要因を中心に—」(森野宗明教授退官記念論文集『言語・文学・国語教育』)三省堂
- 15) 大石初太郎(1975)『敬語』筑摩書房

〔付記〕

本稿は筑波大学国語国文学会第24回大会(平成12年9月30日)での研究発表を修正・補筆したものです。席上ならびに発表後、多くの方々より有益なご教示を賜りました。記して御礼申し上げます。

(キム インジュ 翰林情報産業大學)